

令和 4 年 度

山本敬晃君に対する懲罰特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 山本敬晃君に対する懲罰の件について …………… 1
-

令和 4 年 6 月 2 7 日 (月曜日)

山本敬晃君に対する懲罰特別委員会会議録

令和4年6月27日 月曜日

午前10時11分開議

午前10時17分閉議（実時間5分）

○本日の会議に付した案件

1. 山本敬晃君に対する懲罰の件について

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 田方芳信君
委員 上村哲三君
委員 高山正夫君
委員 中山諭扶哉君
委員 野崎伸也君
委員 橋本幸一君
委員 橋本貴喜君
委員 古嶋津義君
委員 増田一喜君
議長 成松由紀夫君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 村上政資君
緒方康仁君

（午前10時11分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定足数に達しておりますので、ただいまから山本敬晃君に対する懲罰特別委員会を開会

いたします。

◎山本敬晃君に対する懲罰の件について

○委員長（中村和美君） 本日は、急遽ではございますが、6月23日開催いたしました当特別委員会における山本敬晃君からの弁明中、一部誤解を招く発言がありましたので、その部分に対し、議長より発言の申出がございましたので、招集させていただきましたことを御理解いただきたいと思います。

○議長（成松由紀夫君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいま中村委員長からお話がありましたとおり、先日の山本敬晃君に対する懲罰特別委員会の中で、一部誤解を招くようなお話がありましたので、それについて議会のスタンスも踏まえ、御報告をさせていただきます。

弁明の中で――、抜粋しながらお話はさせていただきますが、令和4年3月定例会の各派代表者会で決定され、令和4年3月18日の全員協議会において、6階光庭を喫煙所とすることが周知及び承認されたことは、私も理解しております。

令和4年2月28日9時50分頃、成松由紀夫議長がその当時、喫煙所ではない6階光庭にて喫煙をされておりました。そのときの写真、動画もございますので、事実でございます。

私は一般質問を行って、喫煙所に至った経緯を議事録に残したいとの思いで通告を行いました。

私の今回の一連の一般質問は、市民の模範となるべき立場の成松由紀夫議長の健康増進法の一部を改正する法律に違反する場所での喫煙の事実を確認し、今回の行為を事実に基づき証明するために行ったものであります。

という御発言がございましたので、議会としてのスタンスにつきまして、開庁以前、2月14日以前から、市議会議員及び職員用の喫煙場

所について、6階の光庭が使用できないのか、法的なことも含め、執行部に確認したところ、特定屋外喫煙場所として使用できるということを確認しましたため、開庁日、2月14日から使用をしていました。

しかしながら、6階フロアということもあり、全議員に早めに周知する方法の中で、丁寧にまず各派代表者会に周知することも含め協議を行い、その結果、承認され、さらに、全員協議会においても全議員へ周知を行い、その場において、何ら質疑や議論はなく、周知、報告、承認を得ました。

また、その全議員への周知のタイミングが最寄り最短の3月15日の各派代表者会、3月18日の全員協議会になっただけということで、これも丁寧にしたつもりでございます。

よって、今回、2月28日に、喫煙できない、法律違反かのような場所で喫煙したことへの指摘については理解できないところでありますが、懲罰特別委員会、そして議会運営委員会にも説明をしておりませんでしたので、以上を報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） ただいま議長より説明がございましたが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、次に、山本敬晃君より、本委員会において一身上の弁明をしたいとの申出がっております。

お諮りいたします。

山本敬晃君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手なし。

○委員（野崎伸也君） すみません、委員会に出されてとるとですかね。委員会に出されてるの。

○委員長（中村和美君） ちょっと小会しま

す。

（午前10時16分 小会）

（午前10時17分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

いかがいたしましょうか。山本敬晃君からの一身上の弁明を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手少数と認め、一身上の弁明を許可しないことに決しました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、本日の内容につきましても、この後の議場での委員長報告に含めることを御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、山本敬晃君に対する懲罰特別委員会を散会いたします。

（午前10時17分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月27日

山本敬晃君に対する懲罰特別委員会
委員長